

## 一ツ葉有料道路休憩施設 営業者募集要領

### 1 施設の概要

#### (1) 所在地

宮崎市大字塩路字浜山3085-4 (一ツ葉有料道路北線パーキングエリア内)

#### (2) 構 造

鉄筋コンクリート造り平屋 (昭和60年建築、令和6年リフォーム)

#### (3) 面 積

建築面積176m<sup>2</sup> (53.24坪)、延床面積133.5m<sup>2</sup> (40.38坪)

※ パーキングエリア駐車台数 大型10台 小型105台

### 2 営業内容等

#### (1) 営業の内容

一ツ葉有料道路の利用者の休憩施設として相応しい業種・業態であり、公序良俗に反しないもの。

- ・飲食物の提供 (自動販売機による食事の販売を含む。)
- ・物品販売
- ・その他有料道路利用者に資するサービス提供

#### (2) 営業時間

原則として、午前10時から午後6時まで

なお、台風等の災害やイベント開催に伴う交通規制により、1年に数日程度営業できない日があります。

### 3 貸貸の期間

賃貸開始日から令和11年12月28日まで

(最長で3年9か月の定期建物賃貸借となります。)

### 4 施設の賃貸料等

#### (1) 賃貸料 月額44千円 (消費税・地方消費税を含む。)

#### (2) 敷 金 賃貸料の3か月分

### 5 営業に伴う内装工事等

#### (1) 内装及び内部の設備は、事前に設計書等を提出し、宮崎県道路公社の了解を得た上で、営業者が行うものとします。

#### (2) 光熱水費などは、使用量に応じて営業者の負担とします。

#### (3) 建物本体は現状利用を基本とします。

ただし、営業内容や内装工事等との関連によって、建物本体に係る補修等が必要となる場合は、営業者はあらかじめ公社と協議するものとします。

## 6 営業申込

### (1) 申込資格

以下に掲げる要件を全て満たす者とします。

- ① 宮崎県内に本店若しくは支店を有する法人又は県内に在住する個人
- ② サービスの提供にあたり資格が必要な場合は、当該資格要件を満たすことができる者
- ③ 休憩施設の維持管理を常時行う体制が確保できる者
- ④ 賃貸料及び敷金の支払いが確実にできる者
- ⑤ 国税及び地方税を滞納していない者
- ⑥ 宮崎県内に住所を有する確実な連帯保証人2名を確保できる者
- ⑦ 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号から第4号までの規定に該当しない者

### (2) 申込受付期間

令和7年12月1日（月）から令和8年2月16日（月）まで

### (3) 申込手続

所定の申込書類に必要事項を記入の上、宮崎県道路公社道路課に提出（持込の場合、土・日・祝日を除く平日の9:00～17:00）してください。郵送でも提出できます（令和8年2月16日（月）必着）。

なお、提出された書類は返却しません。

また、申込書提出後も、辞退届の提出により辞退は可能です。

### (4) 申込書類

- ① 一ツ葉有料道路休憩施設営業申込書（様式1）
- ② 営業経歴書（様式2）
- ③ 事業計画書（様式3）
- ④ 商業登記（謄本）又は住民票（原本）
- ⑤ 会社等の場合は役員名簿（様式4）
- ⑥ 会社等の過去3年間の財務諸表（決算書類、経営状況が判断できる書類）
- ⑦ 税金（国、県、市町村）の滞納がないことの証明（原本）
- ⑧ 誓約書（様式5）（原本）

## 7 現地説明会

施設の現地説明会を行います。

参加を希望する場合は、以下により申し込んでください。（当日現地受付は不可）

### (1) 実施日時

令和8年2月3日（火）午後1時30分から午後2時30分まで

(2) 参加申込方法

現地説明会参加申込書（様式6）に必要事項を記入の上、令和7年12月1日（月）から令和8年1月30日（金）までの期間に宮崎県道路公社道路課にE-mail等で提出してください。（持込の場合は、9:00～17:00、令和8年1月30日必着です。）

※ 申し込まれた方には、当日の日程詳細を改めて連絡します。

8 営業候補者の選考・・・令和8年2月

(1) 提出された書類の内容確認を行った後、全員に結果をお伝えするとともに、次のヒアリング審査に進まれる方に審査日時をお伝えします。

(2) 提出書類をもとにヒアリング審査を行い、審査を受けられた方全員に選考結果をお伝えします。

9 契約の締結・・・令和8年3月初旬

選定された営業者とは、直ちに当該施設の定期建物賃貸借契約を締結します。